

## 留学生向け合同企業説明会 運営業務

### 仕様書

令和 8 年 2 月 17 日

神戸市経済観光局経済政策課

## I 目的・概要

### 1 目的

神戸市では、地元企業が留学生等の高度外国人材を積極的に活用する機会を提供するとともに、多くの留学生等に地元企業を知ってもらい、就職に繋げる場として、兵庫県と共に「留学生向け合同企業説明会」（以下「合同企業説明会」という。）を開催する。

### 2 概要

開催日（予定）：2026年6月17日（水）午前10時30分～午後4時

開催場所：神戸サンボーホール（神戸市中央区浜辺通5-1-32）

参加企業数：合計80社以上（神戸市内企業40社、市外の兵庫県内企業40社を予定）

対象者：2026年9月、2027年3月に大学院、大学、短大、専修学校、日本語学校等を卒業予定の留学生又は既卒の元留学生（以下「留学生等」という。）

## II 委託業務概要

- (1) 合同企業説明会の企画・運営・実施
- (2) 合同企業説明会参加企業（以下「参加企業」という。）への支援
- (3) 留学生等の集客・支援
- (4) 参加企業・留学生等に対するアンケートの実施
- (5) 内定状況の調査

## III 業務内容

### 1 合同企業説明会の企画・運営・実施

#### (1) 全体計画

高度外国人材※の獲得支援を主な目的とした合同企業説明会の趣旨を踏まえ、より多くの留学生等の参加が見込める提案を行うこと。企画提案書には、以下の業務スケジュールを記載すること。

\* 日本国又は海外の大学・大学院卒業と同程度の最終学歴を有し、採用後はエンジニア・法務・会計等の専門職や営業職、経営等に従事する外国人を想定（在留資格としては「高度専門職」、「技術・人文知識・国際業務」、「経営・管理」、「法律・会計業務」等の専門的・技術的分野に該当）

- ① 企画・設計
  - ・Webサイト開設
  - ・チラシ・ポスター作成
  - ・会場レイアウト作成
  - ・当日配布用の冊子作成
- ② 参加企業への支援
  - ・参加企業へのヒアリング（求人情報の聞き取り等）
  - ・参加企業向け事前説明会の開催
  - ・参加企業からの相談対応

- ③ 留学生等の集客・支援
  - ・留学生等の集客
  - ・教育機関への周知
  - ・留学生等の申込受付
  - ・留学生等向け事前オンラインセミナーの開催
- ④ その他
  - ・アンケート実施
  - ・内定調査
  - ・実績報告書

## (2) 会場の設営・撤去

- ① 合同企業説明会会場（セミナー会場を含む）の設営及び撤去（会場との事前・事後の調整含む）を行うこと。
- ② 合同企業説明会会場において参加企業ごとにブースを設け、参加企業と留学生等が対面で話すことができるよう設営するとともに、関係機関用ブース（5団体を予定）、就職活動相談コーナー（受託事業者が運営すること）、休憩コーナー、参加企業のパンフレット設置コーナー、求人情報コーナー（Web ページで詳細を確認できるようにする等、視認性を工夫すること）を設営すること。  
各ブース内での説明が参加者に届くことを考慮し、パーテーションの設置や説明者用のハンドマイクの配置などを提案すること。  
各ブースの仕様（机及び椅子の数量、パーテーションの幅×奥行×高さ）、装飾等について、イメージ写真・図画を使用して提案すること。但し、近隣ブースのマイク音で説明者の声が聞き取りにくくならないよう、配慮したレイアウトとすること。
- ③ 面接対応ブースとして、②とは別に5ブースを用意すること。
- ④ 各ブースには、参加企業がPCやプロジェクター等、必要な電子機器が設置できるように電源（2口）の確保を行うこと。
- ⑤ セミナー会場については、最低50名の来場に対応するとともに、円滑な入退場に配慮した参加者の動線と効果的な音響設備に留意すること。
- ⑥ 以上①～⑤の仕様を踏まえ、会場全体のレイアウトについて、イメージ写真・図画を使用して提案すること。レイアウトの検討に際しては、来場した留学生等が参加企業のブースを偏りなく巡回・説明を受けられるよう、効果的なブース配置及び会場導線を提案すること。
- ⑦ 会場使用料については、基本使用料、時間外使用料、電気使用料、電気工事費、ガス使用料、水道使用料、空調使用料及びゴミ処理料については、主催者が直接支払うため見積には計上しない。応募事業者は、追加備品の使用料及び人件費・運搬費等の設営に要する費用について、見積書に計上すること。

## (3) 合同企業説明会の運営

- ① 制作物
  - ・会場全体のレイアウト図等

- ・参加企業向け出展マニュアル
- ・当日配布用の冊子（各ブースの配置図、当日のプログラム、参加企業の業種及び募集職種等）  
2,500部程度
- ・案内・掲示板

## ② 当日の運営方法

以下を含む、合同企業説明会の運営に必要な一切の業務を行うこと。

- ・合同企業説明会が円滑且つ安全に遂行できるよう、必要なスタッフを配置すること。  
(多言語対応可能なスタッフも含めること)
- ・参加企業の受付及び留学生等の受付・案内を行うこと。なお、留学生等の受付は、ICTを活用した受付方法を提案すること。
- ・留学生等向け就職セミナーの企画・運営  
留学生等を対象とした就職セミナーを企画し、合同企業説明会の会場内で午前と午後計2回開催すること。開催にあたっては、音響や参加者の導線に配慮すること。  
留学生等向け就職セミナーの内容は、参加企業や留学生等が求めていることを踏まえた上で、留学生等が「神戸・兵庫で働くこと」に魅力を感じることができる内容を提案すること。
- ・合同企業説明会の実施にあたり、事故防止のため、十分な安全対策及び安全管理を行うこと。  
特に会場内の混雑対策に十分留意し、多数の学生が参加する学校に時間指定を行うなど、混雑緩和に対する対策を提案すること。
- ・業務内で作成する資料には、やさしい日本語を使用し、留学生等への伝わりやすさを重視すること。また、やさしい日本語を使用する必要性について企業への周知を図ること。

## ③ 留学生等の情報提供に関するこ

- ・各参加企業ブースを訪問した留学生等の情報を参加企業に提供する方法（電子データの活用）について提案すること。なお、参加企業に対して、情報の提供方法について事前に周知すること。

## 2 参加企業への支援

### （1） 参加企業の追加募集

参加企業の募集を3月中旬から4月中旬にかけて、県市で実施する予定である。契約後、ただちに参加企業への広報・周知を行い、追加の参加企業の募集を引き続き実施すること。（エントリーフォームは県市で用意する。）

### （2） 参加企業向け事前説明会の企画・運営

参加企業向け事前説明会（オンライン）を企画し、参加企業に事前に案内の上、2026年4月下旬（予定）に開催すること。参加企業向け事前説明会の内容は、当日までの事務連絡に加え、在留資格に関する情報や業務に真に必要となる日本語能力レベルに対する具体的な情報の提供など、参加企業が外国人材の雇用についての理解を深めることができる内容に加え、参加企業が望む外国人材を獲得できるよう、採用力の強化を支援できる内容を提案すること。講師及び講師謝礼は、神戸市との協議の上決定する。講師謝礼が発生する場合は、原則委託費には含まないことをとする。

### （3） 参加企業への相談・支援

合同企業説明会の実施前に、希望する参加企業の他、当事業に始めて参加する企業に対して、個別に必要なアドバイスを行うこと。また、各企業の求人票の内容が、高度外国人材の獲得に資するなど合同企業説明会の開催目的に則したものとなっているかについては、参加企業全ての内容を確認し、必要に応じて記載内容に関する個別の打ち合わせを行うなど、事業の趣旨に即した支援を行うこと。その他、合同企業説明会の参加にかかる企業からの相談対応に対応すること。

### 3 留学生等の集客・支援

- (1) 想定集客数：高度外国人材等 800 名以上（うち大学院・大学・短大生 400 名）を目標とする。  
なお、2025 年度は、参加者が 1700 名を超えたことを踏まえ、参加者が増えても対応できる体制を整えること。
- (2) 兵庫県内や大阪府内等の大学・大学院を中心に、近畿圏の大学・短期大学、専修学校、日本語学校等に合同企業説明会の開催周知・留学生等の参加を促すこととし、応募事業者が有する留学生等や教育機関等の情報を活用した広報を行う等、具体的な周知方法を提案すること。  
なお、神戸市が指定した教育機関へは、訪問等により、留学生等への合同企業説明会の周知依頼を行うこと（2025 年度訪問実績 12 件）。
- (3) 集客目標を達成するため、様々な広報媒体を効率的に利用して合同企業説明会開催の広報を行うとともに、事前登録を行った留学生等に対しては、当日の参加率向上策を講じること。  
広報媒体として、以下①②のチラシ・ポスターを制作・印刷し、神戸市の指定する送付先へ発送すること。封筒及び郵送料等は受託事業者の負担となるため、見積額に含めること（2025 年度送付先 約 400 件、重量 約 150～200 g / 件）。また、①②のデザイン案について、イメージ図等を用いて 2 種類以上提案すること。
  - ① 参加企業名の入った広報チラシ（A4 日英両面カラー・最低数量 6,000 部）
  - ② ポスター（B2 カラー日本語・最低数量 450 枚）

事前に参加企業の求人情報等を収集し、参加企業情報を発信する Web ページ（日・英）を作成し、留学生等の申込受付を行うこと。なお、Web ページは留学生等にとっての使いやすさ・検索性を考慮することとし、参加企業の絞り込み・検索機能について提案すること。また、PC 及びタブレット端末、スマートフォンなどマルチデバイスで閲覧可能な仕様とし、サイト閲覧者がストレスなく閲覧できるように配慮したデザインにすること。ただし、デバイスごとに別のサイトを制作するのではなく、同ドメイン・同ページを使用し、画面サイズによって最適化される構造とすること。

留学生等からの Web ページへのアクセス数が増加するよう、メールマガジンや SNS 等の活用や、応募事業者が保有する留学生等の登録情報を活用した具体的な周知方法を提案すること。

なお、全ての広報媒体は事前に神戸市の承認を得ること。
- (4) 合同企業説明会開催までに、事前登録した留学生等を対象とした事前説明会（オンライン）を企画・開催するとともに、本説明会の内容は、合同企業説明会開催まで動画等で視聴可能な状態にすること。

留学生等向け事前説明会の内容は、日本での就職活動についての説明に加え、合同企業説明会当日の効果的な回り方や、合同企業説明会を有効活用するために留学生等が事前に準備すべ

きこと等を含むこととし、効果的な内容を提案すること。講師は神戸市との協議の上決定することとし、講師謝礼は委託費に含めることとする。

#### 4 アンケートの実施

参加企業・参加留学生等に対するアンケート（Web フォーム）をそれぞれ作成し、実施すること。アンケート項目は、神戸市と協議の上、作成すること。回答結果の集計を行ったうえで、実績報告書に記載すること。

#### 5 内定状況の調査

年2回（2026年9月1日時点及び10月1日時点を想定）、参加企業が採用を内定した留学生等の人数、氏名、学校名・学部・専攻、国籍等について、参加企業に聞き取りを行い報告すること。

#### 6 その他

- (1) 合同企業説明会終了後、速やかに参加企業数、留学生等の参加者数の速報値を神戸市に報告すること。
- (2) 合同企業説明会終了後、30日以内に、参加企業数、留学生等の参加者数の確定値等を記載した実績報告書及び神戸市が求める資料を提出すること。なお、実績報告書には、以下の内容を含み、内訳等の詳細は別途電子データで提出することとする。
  - ・事業名称、開催日時、開催場所、参加人数、参加企業数
  - ・教育機関訪問の概要及びその結果
  - ・参加企業向け及び留学生等向け事前説明会の開催概要及びその結果
  - ・参加留学生等の属性（国籍、学校、日本語能力、在留資格、年齢、卒業予定年月、居住地（都道府県別、兵庫県については神戸市内・市外の別））
  - ・留学生等向け就職セミナーの開催概要及び参加者数
  - ・アンケート集計結果
  - ・広報の概要、分析及びその結果
  - ・本業務実施にあたっての振り返り（反省点・改善点を業務別に記載）
  - ・その他、神戸市が求める事項

### IV. 実施体制

本業務を正確かつ確実に実施するために、実施責任者及び実施担当者を配置するとともに、各工程の作業方針及びスケジュールを策定し、実施責任者は業務の進捗に応じて、定期的に神戸市に対して報告、調整を行うこと。なお、実施責任者と実施担当者は同一でも構わない。

事前準備、各セミナーや合同企業説明会当日、参加企業へのヒアリング及び教育機関への訪問等の実施体制等、具体的な人数等の実施体制を提案すること。

### V. その他注意事項

- (1) 神戸市の書面による事前の承諾なくして、本業務を第三者へ委託（請負その他これに類する行為を含む）（以下「再委託」という）してはならない。ただし、下記の業務を再委託する場合

は、委託契約約款第2条に定める事前申請・承諾を省略することができる。

- ア) 広報物及びホームページの作成
  - イ) セミナー講師の招聘又は派遣
  - ウ) 会場の設営
- (2) 本業務により作成した成果品の著作権、特許権、使用権などの諸権利は神戸市に帰属する。
- (3) 本業務遂行上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (4) 業務遂行にあたっては、神戸市の「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」を遵守すること。「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」については、以下のホームページを参照すること。  
<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>  
なお、個人情報は受託事業者の責任において管理し、神戸市が提供を要請した場合において、神戸市と個人情報を共有すること。
- (5) 本業務の遂行にあたっては、関連する諸法規、条例等を熟知の上、遂行すること。
- (6) 契約の締結にあたり、神戸市は、受託事業者と協議の上、企画提案された内容の一部を変更して契約することがある。
- (7) 本業務の実施において疑義が生じた場合は、神戸市と協議し、その指示に従う。